



発行新 潟 県号外5平成31年3月29日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

病院局管理規程

- 5 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 6 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程(病院局経営企画課)
- 7 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

病院局訓令

- 1 新潟県病院局事務決裁規程の一部改正 (病院局総務課)
- 2 新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正(病院局経営企画課)

人事委員会規則

- 6-1832 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
 - 12-92 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
 - 20-2 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

人事委員会告示

1 県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等(人事委員会事務局総務課)

教育委員会訓令

- 6 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正(教育庁総務課)
- 7 新潟県教育委員会文書規程の一部改正(教育庁総務課)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部

(略)

診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又 は神経内科) 心療内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神 科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器 科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻い んこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科

薬剤部

看護部

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。

臨床部

内科 脳神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部

研究部~緩和ケアセンター (略)

がんゲノム医療センター

がん予防総合センター

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部

(略)

診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 気管食道科 神経科 (又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神 科 リウマチ科 小児科 皮膚泌尿器科(又 は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦 人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテ ーション科 レクリエーション療法科 作業 療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科

薬剤部

看護部

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。

臨床部

内科 神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部中央手術部 化学療法部

研究部~緩和ケアセンター (略)

がん予防総合センター

(分掌事務) 第9条 (略)

2 · 3 (略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2 · 3 (略)

4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究 部、情報調査部、地域連携・相談支援センター、 緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及 びがん予防総合センターの分掌事務は、次のと おりである。

> 臨床部~緩和ケアセンター (略) がんゲノム医療センター

- (2) 遺伝カウンセリングに関する事項
- (3) がんゲノム医療中核拠点病院との連携に関 する事項
- (4) がんゲノム医療に係る相談支援に関する事 項
- (5) その他がんゲノム医療に関する事項 がん予防総合センター (略)

 $5 \sim 8$ (略)

第20条 (略)

2 前項に規定するもののほか、県立がんセンタ 一新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を 置く。

臨床部~緩和ケアセンター (略)

がんゲノム医療センター がんゲノム医療セン

ター長 副看護師長

がん予防総合センター (略)

 $3 \sim 7$ (略)

緩和ケアセンター及びがん予防総合センターの

- (1) 遺伝子パネル検査に関する事項
- - - 5~8 (略)

第20条 (略)

2 前項に規定するもののほか、県立がんセンタ 一新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を 置く。

がん予防総合センター (略)

4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究

部、情報調査部、地域連携・相談支援センター、

臨床部~緩和ケアセンター (略)

分掌事務は、次のとおりである。

臨床部~緩和ケアセンター (略)

がん予防総合センター (略)

 $3 \sim 7$ (略)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第6号

平成31年3月29日

合には当該改正後部分を加える。

当該職員に前渡することができる。

払をしなければならない経費

(13) 日本放送協会に対し支払う受信料

(資金前渡の範囲)

(1) ~(12) (略)

(固定資産の範囲)

(1) 有形固定資産

ア・イ (略)

ウ 器械備品

エ~カ (略)

(2) (略)

(売却等)

(イ)・(ウ) (略)

金及び長期前払消費税

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

改

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

TF.

(14) 高速自動車国道の通行に係る料金(以下「高速道路通行料金」という。)

(15) 前各号に掲げるもののほか、予算執行職員が必要と認めた即時現金で支

(3) 投資その他の資産 投資有価証券、長期貸付金、出資金その他の投資、敷

第138条 この規程において、固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(ア) 耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上のもの

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

後

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場 合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場

第58条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を**|第58条** 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を

(資金前渡の範囲)

(1) ~(12) (略)

(固定資産の範囲)

(1) 有形固定資産

ア・イ (略)

ウ 器械備品

エ~カ (略)

長期前払消費税

(2) (略)

(売却等)

(イ)・(ウ) (略)

当該職員に前渡することができる。

払をしなければならない経費

改

īF.

(13) 高速自動車国道の通行に係る料金(以下「高速道路通行料金」という。)

(3) 投資その他の資産 投資有価証券、長期貸付金、出資金その他の投資及び

第138条 この規程において、固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(ア) 耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上のもの

前

(14) 前各号に掲げるもののほか、予算執行職員が必要と認めた即時現金で支

第149条 固定資産管理職員は、土地及び建物の固定資産が著しく損傷を受けてい 第149条 固定資産管理職員は、固定資産が著しく損傷を受けていることその他の ることその他の理由により当該固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようと するときは、病院局長に対し固定資産取扱員の意見を付した固定資産処分申請 書を提出し、その処分の承認を得なければならない。

2 (略)

(事故報告)

- 第153条 固定資産管理職員は、天災その他の事故により固定資産が滅失し、亡失 | 第153条 固定資産管理職員は、天災その他の事故により固定資産が滅失し、亡失 し、又は損傷を受けたときは、遅滞なくその原因及び現状を調査し、病院局長、 経営企画課長又は院長に報告しなければならない。
- 2 病院局長、経営企画課長又は院長は、前項の規定による報告を受けたときは 2 病院局長は、前項の規定による報告を受けたときは速やかにその処理の方針 速やかにその処理の方針を決定しなければならない。

(長期継続契約を締結することができる契約)

- 新潟県条例第40号) 第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げ る契約とする。
- (1) (略)
- (2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに 限る。) の提供に係る契約

ア~カ (略)

- キ 院内保育所運営業務
- ク 医療事務に関する業務
- ケ 第1号(カを除く。)の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務
- (3) (略)

(契約書の作成を省略できる場合)

- 第185条 次の各号の一に該当する場合においては、契約書の作成を省略すること ができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払、前 金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。
 - $(1) \sim (5)$ (略)
 - (6) 県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれが

- 理由により当該固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとするときは、病 院局長に対し固定資産取扱員の意見を付した固定資産処分申請書を提出し、そ の処分の承認を得なければならない。ただし、施設における処分で、器械備品 等の動産については、病院局長の承認を要しない。
- 2 (略)

(事故報告)

- し、又は損傷を受けたときは、遅滞なくその原因及び現状を調査し、病院局長 に報告しなければならない。
- を決定しなければならない。

(長期継続契約を締結することができる契約)

- **第183条の2** 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年 | **第183条の2** 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年 新潟県条例第40号) 第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げ る契約とする。
 - (1) (略)
 - (2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに 限る。)の提供に係る契約

ア~カ (略)

キ 第1号(カを除く。)の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務 (3) (略)

(契約書の作成を省略できる場合)

- |第185条 次の各号の一に該当する場合においては、契約書の作成を省略すること ができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払、前 金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。
 - $(1) \sim (5)$ (略)

ある事態に対応するために緊急に締結する製造その他についての請負(前号 に規定する契約に係るものを除く。)、物品の買入れ又は物件の借入れに関す る契約で支出決定のときに支出負担行為として整理することができるものを するとき。

(7) (略)

2 前項第7号に規定する場合において、予算執行職員が必要と認めるときは、 請書その他契約の成立したこと及びその内容が証明できるような書類を提出さ せることができる。

(指名競争参加人数)

- **第210条** 予算執行職員は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以 | **第210条** 予算執行職員は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以 上の入札者を指名しなければならない。
- 2 入札者の不参加により入札者が2人に達しないときは、入札を行わない。た 2 入札者の不参加により入札者が2人に達しないときは、入札を行わない。 だし、指名に先立ち、入札に参加することを希望する者を公募した場合は、こ の限りでない。

別表第1 (第3条関係)

専決 事項 (略)	専決区分 科目等 (略)	次長(略)	総務課長	経営企画課長(略)	業務課長	総務課長補佐(略)	経営企画課長補佐(略)	業務課長補佐(略)
た卸産入度の場合を資購限額支充	医療及び 給食材料	1000万円 未満		500万円 未満 (経営企 画課の所 掌事務に 係るもの)	500万円 未満 (業務課 の所掌事 務に係る もの)			
出負 担行 為	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6) (略)

2 前項第6号に規定する場合において、予算執行職員が必要と認めるときは、 請書その他契約の成立したこと及びその内容が証明できるような書類を提出さ せることができる。

(指名競争参加人数)

- 上の入札者を指名しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

専決事項	専決区分 科目等	次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務 課長 補佐	経営企 画課長 補佐	業務 課長 補佐
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
た卸産入度の出な資購限額支負	医療及び 給食材料	1000万円 未満			500万円 未満			
担行為	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その 他の 権限	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	その 他の 権限	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	事業外現 金に係る 受払通知		務に係る	〇 (経営企 画課の所 掌事務に 係るもの)						事業外現 金に係る 受払通知		0					

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程(昭和41年新潟県病院局管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

	改 正 後				改	正	前	
別表第1	(第2条関係)			別表第1	(第2条関係))		
組織上	職	区分		組織上		職		区分
の区分				の区分				
(略)		•		(略)				
施設	(略)			施設	(略)			
	副院長(区分3種のものを除く。)	4種			副院長(区分	}3種のもの	つを除く。)	4種
					包括医療支	援センター:	<u>長</u>	
	中央病院循環器病センター長				循環器病セ	ンター長		
	がんセンター新潟病院がん予防総							
	合センター長							
	(略)	5種			(略)			5種
	吉田病院消化器内視鏡センター				吉田病院消	化器内視鏡	センター	
	長				長			
	がんセンター新潟病院がんゲノム	N .						
	医療センター長	-						
	新発田病院教育研修センター長				新発田病院	教育研修セ	ンター長	
	(略)				(略)			
	(略)	5種			(略)			5種
	新発田病院臨床検査技師長				新発田病院	臨床検査技師	師長	
	新発田病院リハビリテーション技	:						
	師長	-						
	 リウマチセンターリハビリテーシ	,						
	ョン技師長							
	(略)				(略)			
備考(田	r 路)			備考(四	各)			
P/1 - F1								

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

病院局訓令

◎新潟県病院局訓令第1号

局 本 庁 施 設

新潟県病院局事務決裁規程(昭和36年新潟県病院局訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

専決する事項について専決するものとする。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に 対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合に は当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(施設の長の権限に属する事務の専決)	(施設の長の権限に属する事務の専決)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、施設の長は、同項第	
1号から第6号までに掲げる事項について、局長	
の承認を得て、施設の長が指定する者に専決させ	
<u>ることができる。</u>	
3 前2項の規定にかかわらず、事務長及び前項の	2 前項の規定にかかわらず、事務長が長期にわた
施設の長が指定する者が長期にわたり不在のとき、	り不在のとき、又は事務長及び第16条の規定によ
又は事務長 <u>、前項の施設の長が指定する者</u> 及び第	り代決の権限を有する者がいずれも不在の場合に
16条の規定により代決の権限を有する者がいずれ	おいて緊急を要するときは、施設の長は、当該事
も不在の場合において緊急を要するときは、施設	務長が専決する事項について専決するものとする。
の長は、当該事務長 <u>及び施設の長が指定する者</u> が	

◎新潟県病院局訓令第2号

局 本 庁

新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式(昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

第20号様式の1、第20号様式の2、20号様式の3及び第20号様式の4を次のように改める。

(その4) 第20号様式の1 (第28条関係) 収納済通知書 (新潟県病院事業会計) 様 番号 度 新潟県病院局経営企画課長 様 金 額 摘 要 出納店印 領収日付印 納期限 平成 月 日 本書のとおり収納しました。 新潟県立 病院 病院局経営企画課長が保管

(その4)

第20号様式の	2(第62条関係)			()	
返納:	金収納済通知	(新潟県病院事業会計)			
			様		
			133		
(7. E		番号		一 新潟県病院局経営企画課長 様	
年度		留 写		→ 新潟県病院局経営企画課長 様 -	
金額					
摘要				出納店印 領収日付印	
納期限	平成年	月	日		
本書のとお	り収納しました。				
新潟県国	立 病院				
				病院局経営企画課長が保管	

(その4)

第20号様	式の3(第34条関係)		
	収納済通知氰	<u>‡</u>	(新潟県病院事業会計)
	1		
番号	7		
	新潟県立	病院	
年月	Ę	企業出納員樣	
金客	Į		ー 新潟県病院局経営企画課長 様 」
摘っ	E C		出納店印 領収日付印
払込り	年 年	月 日	
本書のと	こおり収納しました。		
			病院局経営企画課長が保管

	04(第44条の4関係)				
受託現金収納済通知書			(新潟県病院事業会計)	
番号	受託者名				
年度					新潟県病院局経営企画課長 様
				様	出納店印 領収日付印
金 額					
摘要					
払込日	年	月	日		
本書のとお	り収納しました。				病院局経営企画課長が保管

人事委員会規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

新潟県人事委員会規則第6-1832号

改

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

後

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則(規則第6-492号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

別	表第 1	(第	2条、	第4条	関係)				
		^	き地	学 校	級別	区分			
	所有	:地		学	校		級別	別区分	4
	(略))	(略)				1	級士	也
	魚沼	市	(略)						
			魚沼北	二中学校	<u>交</u>				
			(略)						
	(略))	(略)						
	(略))	(略)						
	(略))		•					

正

改 正 前 **別表第1** (第2条、第4条関係) へき地学校級別区分

所 在 地	学校	級別区分
(略)	(略)	1 級 地
魚沼市	(略)	
	入広瀬中学校	
	守門中学校	
	(略)	
(略)	(略)	
東蒲原郡	日出谷小学校	
阿賀町	西川小学校	
(略)	(略)	
(略)		

別表第2 (第2条関係)

準へき地学校

別表第2 (第2条関係)

準へき地学校

所 在 地	学校
(略)	(略)
村上市	さんぽく北小学校
	さんぽく南小学校
	(略)
(略)	(略)
東蒲原郡	上条小学校
阿賀町	(略)
(略)	(略)

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第12-92号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(規則第12-3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部 分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しな い場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中大線で囲まれた部分を削る

	改	正後			改	正前
表			別	 表		
機	と 関	職		機	と 関	職
本庁	(略)	1		本庁	(略)	<u> </u>
	知事部局	危機管理監 部長 局長			知事部局	危機管理監 部長 局長
		参与 広報監 国際企				参与 広報監 国際企
		画監 情報企画監 副部				画監 情報企画監 副部
		長 副局長 次長 都市				長 副局長 次長 観光
		局長 技監 総括政策監				局長 都市局長 技監
		政策監 課長 室長				総括政策監 政策監 誹
		(韓国室長、ロシア室長				長 室長 (課に置かれる
		及び中国室長を除く。)				室の長を含む。) センタ
		センター長 企画主幹				一長 企画主幹 (人事は
		(人事に関する事務を行				関する事務を行うものに
		うものに限る。) 国際企				限る。) 国際企画主幹
		画主幹 法務管理監 情				法務管理監 情報主幹
		報主幹 課長補佐 室長				課長補佐 室長補佐 せ
		補佐 センター長補佐				ンター長補佐 総務係長
		総務係長(主管課に置か				(主管課に置かれるもの
		れるものに限る。) 総務				に限る。) 総務班の副参
		班の副参事(人事に関す				事(人事に関する事務を
		る事務を行うものに限				行うものに限る。)
		る。)				
		(知事政策局政策課関				(知事政策局政策課関
		係)				係)
		総括政策企画員 政策企				総括政策企画員 政策公
		画員				画員
		(知事政策局秘書課関				(知事政策局秘書課関
		係)				係)
		参事 総務係長 秘書係				参事 総務係長 秘書係
		長副参事(秘書の事務)				長副参事(秘書の事務
		を行うものに限る。)総				を行うものに限る。) 糸
		務係及び秘書係の主査、				務係及び秘書係の主査、
		主任及び主事				主任及び主事
		(知事政策局行政改革				(知事政策局行政改革
		• 評価室関係)				・評価室関係)
		政策企画員				政策企画員
		(総務管理部財政課関				(総務管理部財政課関

	(略) 教育委員会 事務局	係) 開整員 (係) 一個人 (係) 一個人 (係) 一個人 (長) 一個人 (長) 一個人 (長) 一個人 (長) 一個人 (長) 一個人 (長) 一個人 (長) 一個人 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)
	(m&)	(略)
未停口	(略)	
本庁以外の機	(略) 生涯学習推	
関	生性子音推進センター	所長 次長
K	(略)	
	(台里)	

備考

 $1 \sim 3$ (略)

4 本庁の部教育委員会事務局の項中「参事」 とは新潟県教育委員会組織規則(昭和36年新 潟県教育委員会規則第4号)第25条の規定に より、置かれるもののうち労働関係又は法規 審査に関する事務を処理する者をいう。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

係) 財政調整員 (総務管理部人事課関 企画調査係長 人事係長 人材育成係長 給与係 長 健康管理室の副参事 企画調査係、人事係、 人材育成係及び給与係の 主査、主任及び主事(企 画に関する事務を行うも のに限る。) (略) (略) 教育委員会 教育次長 課長 室長 企画主幹 課長補佐 事務局 (総務課関係) 職員係長 給与係長 副 参事(法規審査に関する 事務を行うものに限る。) 職員係の主査、主任及 び主事(人事、職員団体 に関する事務を行うもの に限る。) 給与係の主査 及び主任 主査及び主任 (法規審査に関する事務 を行うものに限る。) (略) (略) 本庁以 (略) 外の機 生涯学習推 所長 次長 関 進センター 青少年研修 所長 センター

備考

 $1 \sim 3$ (略)

(略)

4 本庁の部教育委員会事務局の項中「参事」 とは新潟県教育委員会組織規則(昭和36年新 潟県教育委員会規則第4号)第25条の規定に より、置かれるもののうち労働関係に関する 事務を処理する者をいう。 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

新潟県人事委員会規則第20-2号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則(規則第20-1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

T 正 後 改 正 前

(部長又は課長に相当する職)

- 第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21 条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する 職として人事委員会規則で定めるものは、次の各 号に掲げる職とする。
 - (1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定す る参与、同条第5項に規定する副部長、同条第 7項に規定する次長、同規則第165条の3第1項 に規定する広報監、同規則第165条の4第1項に 規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項 に規定する情報企画監、同規則第165条の6第1 項に規定する原子力安全広報監、同規則第166 条第1項に規定する新産業企画監、同規則第168 条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第 1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規 定する参事(部又は局に置くものに限る。)及び技 監、同規則第182条の2第1項に規定する総括政 策監、同規則第188条第1項に規定する地域機関 の長(地域振興局長を除く。)、同規則第190条第 1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第 2項に規定する事務所の所長(農林事務所長及 び維持管理事務所長を除く。)

(2)~(10) (略)

(部長又は課長に相当する職)

- 第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21 条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する 職として人事委員会規則で定めるものは、次の各 号に掲げる職とする。
 - (1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定す る参与、同条第5項に規定する副部長、同条第 7項に規定する次長、同規則第165条の3第1項 に規定する広報監、同規則第165条の4第1項に 規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項 に規定する情報企画監、同規則第165条の6第1 項に規定する原子力安全広報監、同規則第166 条第1項に規定する新産業企画監、同規則第167 条第1項に規定する観光局長、同規則第168条第 1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項 に規定する課長、同規則第182条第1項に規定す る参事(部又は局に置くものに限る。)及び技監、 同規則第182条の2第1項に規定する総括政策 監、同規則第188条第1項に規定する地域機関の 長(地域振興局長を除く。)、同規則第190条第1 項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2 項に規定する事務所の所長(農林事務所長及び 維持管理事務所長を除く。)

(2)~(10) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の職員の退職管理に関する規則第14条第1号に規定する観光局長であった者については、なお従前の例による。

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第1号

県の行う事業又は事務所について、労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表 に掲げる事業のいずれにも該当しないものを次のとおりとし、平成31年4月1日から施行する。

なお、県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等(平成29年3月新潟県人事委員会告示第2号) は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第4章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所について、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものは、次のとおりである。

- 1 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第58条第5項の規定により人事委員会が職権を行使するもの
 - (1) 労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの

	中国所致第1に関いる事業に図当りるのの	
名	称	労働基準法
		別表第1号別
新潟県立歴	史博物館	第12号
新潟県消防	学校(自治研修所を含む。)	IJ
新潟県放射	泉監視センター	11
新潟県保健	景境科学研究所	IJ
新潟県工業	支術総合研究所	IJ
同	各技術支援センター	IJ
新潟県醸造	試験場	IJ
各新潟県立	テクノスクール	IJ
新潟県農業	総合研究所	"
同	各研究センター	IJ
同	各農業技術センター	IJ
新潟県農業	大学校	"
新潟県森林	研究所	IJ
新潟県水産	每洋研究所	IJ
同	佐渡水産技術センター	IJ
新潟県内水	面水産試験場	IJ
同	魚沼支場	IJ
新潟県立教	育センター	IJ
新潟県立図	書館	IJ
新潟県立生活	厓学習推進センター	IJ
新潟県少年	自然の家	IJ
新潟県立近位	弋美術館	IJ
同	万代島美術館	IJ
新潟県立文	書館	IJ
新潟県立阿賀	賀黎明中学校	IJ
各新潟県立	高等学校	IJ
各新潟県立	中等教育学校	IJ
新潟県立新	舄盲学校(給食場及び寄宿舎を除く。)	IJ
各新潟県立	聾学校(給食場及び寄宿舎を除く。)	IJ
各新潟県立	特別支援学校(給食場及び寄宿舎を除く。)	IJ
新潟県立幼	推園	IJ
新潟県警察	学校	"
(2) 労働基	準法別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しないもの	
新旭旧和車 3	物目末岸 (六済東払扣款託む会は、)	

新潟県知事部局本庁(交通事故相談所を含む。)

新潟県知事政策局国際課パスポートセンター

新潟県議会事務局

新潟県選挙管理委員会事務局

新潟県人事委員会事務局

新潟県監査委員事務局

新潟県労働委員会事務局

各新潟県海区漁業調整委員会事務局

新潟県教育庁本庁

新潟県警察本部(各隊及び運転免許センターを除く。)

新潟県警察本部各隊

新潟県警察本部運転免許センター

各新潟県地域振興局(他に定めるものを除く。)

各新潟県地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター

各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所

新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課

新潟県新潟地域振興局県税部 (新津収税課を除く。)

新潟県新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター

新潟県新潟地域振興局地域整備部

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部

新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所

新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課

新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課

新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課

新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所

新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所

新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部 (農政庁舎)

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部 (農地庁舎)

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部 (水産庁舎)

新潟県佐渡地域振興局地域整備部 (港湾空港庁舎)

新潟県東京事務所

新潟県消費生活センター

新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里

新潟県中央福祉相談センター(中央児童相談所、女性福祉相談所及びあかしや寮を含む。)

各新潟県食肉衛生検査センター

新潟県計量検定所

新潟県大阪事務所

新潟県病害虫防除所

各新潟県家畜保健衛生所

新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所

新潟県流域下水道事務所

各新潟県教育庁教育事務所

各新潟県警察署

新潟県立学校給食場

2 労働基準監督署等が職権を行使するもの

別表第1号別

新潟県佐渡トキ保護センター 第7号

新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護センター 第13号

各新潟県地域振興局健康福祉環境部(児童・障害者相談センターを除く。) "

各新潟県地域振興局健康福祉部(地区センターを除く。) "

第1号

平成31年3月29日(金)	新	澙	県	報		号 外 5
新潟県コロニーにいがた白岩の里					IJ	
新潟県はまぐみ小児療育センター					IJ	
新潟県若草寮					IJ	
新潟県新潟学園					IJ	
新潟県立新潟盲学校寄宿舎					JJ	
各新潟県立聾学校寄宿舎					IJ	
各新潟県立特別支援学校寄宿舎					IJ	

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁出 先 機 関教育機 関

前

新潟県教育委員会事務決裁規程(昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。 平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正

別表第4(第5条関係)(教育次長及び課長の個別的 専決事項)

総務課

教育次長専決事項

- (1)~(4) (略)
- (5) 削除

(6)~(10) (略)

総務課長専決事項

- (1) \sim (3) の 5 (略)
- (3)の6 教特法第2条の適用を受ける本庁及び出 先機関等の職員の教特法第17条第1項の規定に 基づく兼職又は他の事業に従事することの承認 をすること。
- (4)~(17) (略)

財務課・福利課 (略)

義務教育課

教育次長専決事項

- (1)~(5) (略)
- (6) 県立学校の校長又は園長の5日<u>以上の</u>年次有 給休暇の承認をすること。
- (7) 県立学校の校長又は園長の<u>5日以上の</u>特別休暇(夏季休暇を除く。)及び職務専念義務の免除の承認等をすること。
- (7)の2 県立学校の校長又は園長の<u>5日以上の</u>部 分休業及び修学部分休業の承認をすること。
- (8) 県立学校の校長又は園長の<u>5日以上の</u>病気休暇の承認をすること。
- (8) の 2 県立学校の校長又は園長の<u>5日以上の</u>介 護休暇の承認をすること。
- (9) 県立学校の校長又は園長の研修及び兼職の承

別表第4(第5条関係)(教育次長及び課長の個別的 専決事項)

総務課

教育次長専決事項

- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 教特法第2条の適用を受ける本庁及び出先機 関等の職員の教特法第17条第1項の規定に基づ く兼職又は他の事業に従事することの承認をす ること。
- (6) \sim (10) (略)

総務課長専決事項

(1) \sim (3) の 5 (略)

 $(4) \sim (17)$ (略)

財務課・福利課 (略)

義務教育課

教育次長専決事項

- (1)~(5) (略)
- (6) 県立学校の校長又は園長の5日<u>を超える</u>年次 有給休暇の承認をすること。
- (7) 県立学校の校長又は園長の特別休暇(夏季休暇を除く。)及び職務専念義務の免除の承認等をすること。
- (7)の2 県立学校の校長又は園長の部分休業及び 修学部分休業の承認をすること。
- (8) 県立学校の校長又は園長の病気休暇の承認をすること。
- (8)の2 県立学校の校長又は園長の介護休暇の承認をすること。
- (9) 教特法第17条の規定による県立学校の主幹教

認をすること。

- (10) (略)
- (11) 県立学校教員及び県費負担教職員の研修計 画の実施をすること<u>(生徒指導課の分掌事務に係</u> る事項を除く。)。
- (12)~(22) (略) 義務教育課長専決事項
- (1)~(9) (略)
- (10) 教特法第17条の規定による県立学校の<u>主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、</u>助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること<u>(教育長</u>が指定するものを除く。)。
- (11) \sim (36) (略)
- (36) の 2 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒(園児を含む。)の事故発生の報告 を受理すること(生徒指導課及び保健体育課の 分掌事務に係る事項を除く。)。
- (36) の $3 \sim (39)$ (略)

高等学校教育課 教育次長専決事項

- (1)~(6) (略)
- (7) 校長の5日<u>以上の</u>年次有給休暇、特別休暇(夏 季休暇を除く。)及び職務専念義務の免除の承認 等をすること。
- (8) 校長の<u>5日以上の</u>部分休業及び就学部分休業 の承認をすること。
- (9) 校長の5日以上の病気休暇の承認をすること。
- (9) の 2 校長の<u>5 日以上の</u>介護休暇の承認をする
- (10) 校長の研修及び兼職の承認をすること。
- (11) (略)
- (12) 県立学校教員の研修計画の実施をすること (生徒指導課の分掌事務に係る事項を除く。)。
- (13)~(27) (略) 高等学校教育課長専決事項
- (1) \sim (9) (略)
- (10) 教特法第17条の規定による<u>教諭、養護教諭、</u> <u>栄養教諭、</u>助教諭、養護助教諭、講師及び実習 助手の兼職又は他の事業等に従事することの承 認をすること(教育長が指定するものを除く。)。
- (11) \sim (28) の 2 (略)
- (28)の3 管理規則第17条の規定による生徒の事 故発生の報告を受理すること(生徒指導課及び 保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)。
- (29) \sim (31) (略)

- <u>輸、教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他</u> の事業等に従事することの承認をすること。
- (10) (略)
- (11) 県立学校教員及び県費負担教職員の研修計画の実施をすること。
- (12)~(22) (略) 義務教育課長専決事項
- (1)~(9) (略)
- (10) 教特法第17条の規定による県立学校の助教 論、養護助教論、講師及び実習助手の兼職又は 他の事業等に従事することの承認をすること。
- (11)~(36) (略)
- (36)の2 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒(園児を含む。)の事故発生報告(保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)の受理をすること。
- (36) の $3 \sim (39)$ (略)

高等学校教育課 教育次長専決事項

- (1)~(6) (略)
- (7) 校長の5日<u>を超える</u>年次有給休暇、特別休暇 (夏季休暇を除く。)及び職務専念義務の免除の 承認等をすること。
- (8) 校長の部分休業及び就学部分休業の承認をすること。
- (9) 校長の病気休暇の承認をすること。
- (9)の2 校長の介護休暇の承認をすること。
- (10) <u>教特法第17条の規定による教諭、養護教諭</u> <u>及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事する</u> ことの承認をすること。
- (11) (略)
- (12) 県立学校教員の研修計画の実施をすること
- (13)~(27) (略) 高等学校教育課長専決事項
- (1) \sim (9) (略)
- (10) 教特法第17条の規定による助教諭、養護助教 諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等に 従事することの承認をすること。
- (11) \sim (28) の 2 (略)
- (28)の3 管理規則第17条の規定による生徒の事故発生の報告(保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。) の受理をすること。
- (29) \sim (31) (略)

生徒指導課

教育次長専決事項

県立学校教員及び県費負担教職員の生徒指導に 関する研修計画の実施をすること。

生徒指導課長専決事項

- (1) 学校におけるいじめ対応等生徒指導に関する調査を実施すること。
- (2) 管理規則第17条の規定による県立学校の児 童、生徒(園児を含む。)の事故発生の報告を受 理すること(生徒指導に関する事項に限る。)。

生涯学習推進課·文化行政課 (略)

保健体育課

教育次長専決事項 (略) 保健体育課長専決事項

- (1)~(5) (略)
- (6) 管理規則第17条(第50条及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること(保健体育、学校安全及び学校給食に関する事項に限る。)。

生涯学習推進課·文化行政課 (略)

保健体育課

教育次長専決事項 (略) 保健体育課長専決事項

- (1)~(5) (略)
- (6) 管理規則第17条(第50条及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定による生徒の事故発生の報告(義務教育課及び高等学校教育課の分掌事務に係る事項を除く。)の受理すること。

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁 出 先 機 関 教 育 機 関

新潟県教育委員会文書規程(平成7年9月新潟県教育長訓令第16号)の一部を次のように改正する。 平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改	正	後			改	正	前	
別表第1			別	表第1					
(略)				(略)					
	教高	高等学校教育	課		教高		高等学校	教育課	
	教生指	生徒指導課			教生		生涯学習	推進課	
	教生	生涯学習推進	課		(略)				
	(略)	•							